

○行田市議会議員政治倫理条例

平成 22 年 9 月 30 日 条例第 25 号

令和 8 年 3 月 19 日 条例第 15 号

行田市議会議員政治倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、行田市議会議員（以下「議員」という。）が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立と向上を図り、もって市政に対する市民の信頼に応えるとともに、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、市民全体の代表者として、市政に関わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、その行為が次条又は第 4 条の規定に違反する事実があるとの疑いを持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第 3 条 議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。この場合において、ハラスメント（行田市議会ハラスメント防止条例（令和 8 年条例第 14 号）第 2 条に規定するハラスメントをいう。）に関しては、行田市議会ハラスメント防止条例の規定を遵守しなければならない。

- (1) 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。
- (2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (3) 市が出資している法人又は補助金を交付している団体が行う請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行

使するよう働きかけをしないこと。

- (5) 市職員の採用、昇任又は異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入しないこと。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第4条 議員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、次に掲げる者に対し市又は市が出資している法人等との請負契約等の辞退を促すよう努めなければならない。

- (1) 議員の配偶者又は2親等以内の親族が経営する企業
- (2) 議員と同居する親族が経営する企業
- (3) 議員が実質的に経営に関与している企業

2 前項に規定する議員が実質的に経営に関与している企業とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業
 - (2) 議員が報酬を定期的に受領している企業
 - (3) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業
- (審査の請求)

第5条 議員は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、議員定数の8分の1以上の議員の連署をもって、その代表者（以下「議員による審査請求の代表者」という。）から行田市議会議長（以下「議長」という。）に対し審査を請求することができる。

2 市民（地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者に限る。）は、議員が第3条又は前条の規定に違反する疑いがあると認められるときは、市民50人以上の連署をもって、その代表者（以下「市民による審査請求の代表者」という。）から議長に対し審査を請求することができる。

3 前2項の規定により議員又は市民が審査を請求しようとするときは、第3条又は前条の規定に違反する疑いがあることを証する資料を添付しなければならない。

4 議長は、市民による審査請求の代表者から第2項の規定による審査請求があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、審査請求書に署名した者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を求めるものとする。この場合において、選挙

管理委員会は、確認の求めのあった署名の効力を確認し、その結果を議長に報告するものとする。

- 5 議長は、前項の規定による選挙管理委員会の確認の結果、第2項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、審査請求を却下するものとし、理由を付して、その旨を市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

(審査等の適否)

第6条 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の適否について議会運営委員会に諮るものとする。

- 2 審査請求の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会に所属する議員のときは、その審査に加わるできない。

- 3 議会運営委員会は、第1項の適否について審査を終えたときは、その結果を議長に報告するものとする。

- 4 議長は、前項の結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者に通知するものとする。

(審査会の設置等)

第7条 議長は、前条に規定する審査の結果、審査請求を適当と認めたときは、速やかに行田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、請求された事項の審査を審査会に付託するものとする。

- 2 審査会の委員は8人とし、議員の中から議長が指名する。
- 3 委員の任期は、議長に対し当該事案の審査結果の報告を終了したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとする。
- 4 委員は、公平かつ適切に職務を遂行するものとし、その職務を政治的な目的のために利用してはならない。

(審査会の審査等)

第8条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、第3条又は第4条の規定に関する違反の存否について審査する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員及び関係人に対し、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 審査対象議員は、前項の規定により審査会から審査に必要な資料の提出又は審

査会への出席を求められたときは、それに従わなければならない。

4 審査会は、審査対象議員に対し審査会への出席を求め、又は文書を提出させることにより弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者から事情聴取等必要な調査を行うほか、市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

6 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを公開しないことができる。

7 審査会は、議長から付託を受けた日から60日以内に審査を終了し、その結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間を延長することができる。

(審査結果及び議員の措置)

第9条 審査会は、前条第7項の規定により議長に審査結果を報告する場合において、審査対象議員が第3条又は第4条の規定に違反していると認めるときは、理由を付した文書をもって必要と認める勧告をすることができる。

2 議長は、前項の規定により審査結果の報告を受けたときは、速やかにその結果を議員による審査請求の代表者又は市民による審査請求の代表者に通知するとともに、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

3 審査対象議員は、審査結果により自己の行為が第3条又は第4条の規定に違反しているとされたときは、これを尊重し政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第10条 審査会の委員及び議会運営委員会の委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。